

新（新設部分は朱字表記）	方針/補足事項
<p>第1章 基本的事項（総則）</p> <p style="text-align: right;">イメージ ⇒ 資料6</p> <p>1. 1 ガイドラインの位置付け/趣旨</p> <p>1. 2 基本的な考え方</p> <p>1. 3 事務処理の原則</p> <p>1. 4 都道府県との連携</p> <p>1. 5 行政指導等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対国民向けの考え方を示すもの。 ・審査担当者が迷ったときに立ち返るべき「ガイドライン」 ・委員会の責任範囲を明確にするもの。 ・法律に基づく行政 ⇒詳細は【資料6】新ガイドラインの骨子案（基本的事項（総則））参照 <p>以下、〔①〕令和7年からの制度改革に伴う事項（有識者会議フォローアップ会合資料等から抜粋） 〔②〕累次の公益認定等業務の蓄積を踏まえた事項</p>
<p>第2章 公益目的事業該当性の判断（2条4号、別表関係）</p> <p style="text-align: right;">イメージ ⇒ 資料7</p> <p>2. 1 チェックポイント（総論）</p> <p>2. 2 具体的な事業類型毎の当てはめ</p> <p>（1）奨学金事業</p> <p>（2）既存17事業類型</p> <p>（3）出資</p> <p>【参照条文】 【別紙】公益目的事業について 【別添】事業区分毎の事業名の例</p>	<p>2. 1：チェックポイントに「総論」を新設〔②〕。記載順を「総論」⇒「事業類型毎の当てはめ」に変更。</p> <p>事業の継続性の確保、申請者の負担軽減及び予測可能性を高める観点から、基本、現行の論理構造を維持。ただし、社会経済情勢の変化を踏まえた統廃合について検討【P】 ⇒ 詳細は、【資料7】新ガイドラインの骨子案（公益目的事業該当性の判断の枠組み）を参照</p> <p>併せて、申請書記載事項の明確化・標準化〔①〕、事業のくくり方、標準化〔②〕、変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化（公益目的事業該当性に影響があるか）〔①〕・行政庁への提出が必要な書類を簡素化・合理化〔①〕について検討【P】</p> <p>（1）：新たな事業区分として「奨学金事業」を追加。既存の助成（応募型）のチェックポイントを整理して提示〔②〕 奨学金事業での勉強会・交流会などが軽微な変更（変更届出対象）となることの例示・考え方を記載〔②〕</p> <p>（2）：FAQ、申請の手引き、変更認定・届出ガイド等の中にある実質的な事項、解釈事項等を追記〔②〕</p> <p>（3）：出資を含め公益目的事業の判断に係る考え方・判断基準を明確化〔①〕 出資を含め資産運用について考え方を明確化〔①〕※資産運用に関する記載場所は要検討</p>
<p>第3章 法令解釈等</p> <p>3. 1 認定基準等</p> <p>（1）認定法第5条等について</p> <p>1. 認定法第5条第1号関係＜法人の主たる目的＞</p> <p>2. 認定法第5条第2号関係＜経理的基礎及び技術的能力＞</p> <p>3. 認定法第5条第3号、第4号関係＜特別の利益＞</p> <p>4. 認定法第5条第5号関係＜投機的な取引を行う事業＞</p> <p>5. 認定法第5条第6号関係＜公益目的事業の収入＞</p> <p>6. 認定法第5条第7号関係＜公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ＞</p> <p>7. 認定法第5条第8号関係＜公益目的事業比率＞</p> <p>8. 認定法第5条第9号関係＜<u>使途不特定財産</u>額の保有の制限＞</p> <p>9. 認定法第5条第10号関係＜理事と特別の関係がある者＞</p> <p>10. 認定法第5条第11号関係＜同一の団体の範囲＞</p> <p>11. <u>認定法第5条第12号関係＜理事と監事間の特別利害関係の排除＞</u></p> <p>12. 認定法第5条第13号関係＜会計監査人の設置＞</p> <p>13. 認定法第5条第14号、第20条関係＜役員等の報酬等の支給基準＞</p> <p>14. <u>認定法第5条第15号、第16号関係＜理事、監事の外部からの選任＞</u></p> <p>15. 認定法第5条第17号イ関係＜社員の資格得喪に関する条件＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・FAQ、申請の手引き、変更認定・届出ガイド等の中にある実質的な法令解釈事項のガイドライン一元化〔②〕 ・各認定基準に法の趣旨及び先例（判断事例）を追加〔②〕 <p>・認定法第5条第6号、8号及び9号関係は、法改正、内閣府令改正及び会計研究会での議論を踏まえて内容を検討〔①〕 （認定法第14条、15条及び16条関係は後述3.2参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支相償の呼称見直し〔①〕 ・各公益目的事業単位での収支相償の判定は中止、事業構造は会計区分別内訳でチェック〔①〕 ・「指定正味財産」に繰り入れられる寄附金の指定の程度〔①〕 <p>8：控除対象財産の整理、公益目的事業継続予備財産について検討〔①〕</p> <p>13：「不当に高額なものとならないような支給の基準」の検討〔②〕</p>

<p>16. 認定法第5条第18号関係<他の団体の意思決定に関与することができる財産></p> <p>17. 認定法第5条第19号関係<不可欠特定財産></p> <p>18. 認定法第5条20号、第21号、第18条、第19条関係<財産の贈与、帰属先、公益目的事業財産、公益目的取得財産残額、区分経理></p> <p>(2) 認定法第6条について</p> <p>1. 認定法第6条関係<欠格事由></p> <p>3. 2 公益法人の義務</p> <p>1. 認定法第3条の2第1項関係<透明性の向上></p> <p>2. 認定法第14条関係<公益目的事業の収入及び費用></p> <p>3. 認定法第15条関係<公益目的事業比率></p> <p>4. 認定法第16条関係<使途不特定財産額の保有の制限></p> <p>5. 認定法第21条関係<財産目録等の備置き及び閲覧等></p> <p>6. 認定法第22条関係<財産目録等の提出等></p> <p>7. 認定法第9条関係<名称等></p> <p>8. 認定法第17条関係 <寄附の募集に関する禁止行為></p> <p>9. 認定法第23条関係<会計監査人の権限等></p> <p>3. 3 認定の申請等</p> <p>1. 認定法第3条関係<行政庁></p> <p>2. 認定法第7条関係<公益認定の申請></p> <p>3. 認定法第11条関係<変更の認定></p> <p>4. 認定法第13条関係<変更の届出></p> <p>5. 認定法第24条関係<合併等の届出></p> <p>6. 認定法第25条関係<合併による地位承継の認可></p> <p>7. 認定法第26条関係<解散の届出></p>	<p>17: 認定法第5条第19号の「不可欠な特定の財産」と法人法第172条第2項の「基本財産（法人の目的である事業を行うために不可欠なものと定款で定めた財産）」の違い等当該財産の性質等について検討〔②〕</p> <p>18: 内閣府令の改正（公益目的事業資産の定義整理、公益目的取得財産残額の算定方法の見直し（公益目的事業会計の純資産額に基づいて算定する））を踏まえて検討〔①〕</p> <p>原則義務付けとなる区分経理を適用除外とする場合の趣旨について検討〔①〕</p> <p>・認定法第14条、15条及び16条関係は、法改正、内閣府令改正及び会計研究会での議論を踏まえて内容を検討〔①〕</p> <p>5: 備置書類等の明確化〔①及び②〕、事業報告の新規記載事項の明確化〔①〕</p> <p>6: 提出書類に関し、定期提出書類の手引きとの一元化〔①及び②〕</p> <p>1: 所管行政庁の解釈の明確化（先例（判断事例）を追加）〔②〕</p> <p>・申請書記載事項の明確化・標準化〔①〕</p> <p>⇒法改正、内閣府令の改正及び第2章「公益性（チェックポイント）の判断」の見直し議論を踏まえ検討</p> <p>・変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化（公益目的事業該当性に影響があるか）〔①〕</p> <p>⇒法改正、内閣府令の改正及び第2章「公益性（チェックポイント）の判断」の見直し議論を踏まえ検討（前述2.1参照）</p> <p>・行政庁への提出が必要な書類を簡素化・合理化〔①〕</p> <p>・事業のくくり方、標準化〔②〕</p> <p>4: 合併等事前届出が必要となる場面を記載〔②〕</p> <p>5: 公益認定に係る法人の地位を新設法人に承継する認可の必要性和公益目的事業財産残額等に引き継ぎ効果等記載〔②〕</p> <p>※ 合併事例や手続一覧は令和8年度に実務者向け資料化を予定</p>
<p>第4章 監督</p> <p>4. 1 情報提供（通報）</p> <p>4. 2 認定法第27条関係<報告徴収、立入検査></p> <p>4. 3 認定法第28条関係<勧告、命令等></p> <p>4. 4 認定法第29条関係<公益認定の取消し></p> <p>4. 5 認定法第30条関係<公益認定等取消し等に伴う贈与></p> <p>4. 6 認定法第5章関係<罰則の適用></p>	<p>・「監督の基本的考え方」「立入検査の考え方」等のガイドラインへの統合、網羅的・画一的な立入検査を見直し〔①及び②〕</p> <p>4. 1: 情報提供・公益通報が不適正性事案の端緒を掴む重要な情報となることについて記載〔②〕</p> <p>各行政庁における情報提供・公益通報の取扱いに係る留意点について記載〔②〕</p> <p>4. 5: 公益目的取得財産残額の適切な算定と贈与について記載〔①〕</p>
<p>第5章 公益法人行政担当室の業務運営方針</p> <p>5. 1 事務処理状況の公表</p> <p>5. 2 認定法第3条の2第2項関係<国の支援></p> <p>5. 3 認定法第22条2項関係<行政庁による公表></p>	<p>・国民によるチェック機能を明確に位置付け〔①〕</p> <p>・情報公開/プラットフォーム〔①〕</p>
<p>第6章 移行法人（公益目的支出計画 など）</p> <p>(1) 整備法第119条に規定する公益目的支出計画等について</p> <p>1. 公益目的支出計画が「適正」であることについて（整備法第117条第2号関係）</p> <p>2. 公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることについて（整備法第117条第2号関係）</p> <p>3. 公益目的財産額の確定について（整備規則第33条関係）</p> <p>4. 移行法人の計算書類について（整備規則第42条関係）</p> <p>【参照条文】</p>	<p>・FAQ、申請の手引き、変更認定・届出ガイド等中にある実質的な法令解釈事項のガイドラインへの一元化〔②〕</p>